

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 加納 隆徳
(秋田大学教育文化学部講師)

法教育授業実施者 黒田 和義
(岡山県立岡山芳泉高等学校教諭)

法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材「紛争解決・司法」)

指導案「刑事模擬裁判～被告人は「犯人」なのか～」

1 実施日時

令和元年6月18日(火) 午後1時10分～午後3時00分(第5・6時限)

2 実施校等

(1) 実施校

岡山県立岡山芳泉高等学校

(2) 学年

第1年次

(3) 教科等

公民科「現代社会」

(4) 指導者

同校教諭 黒田 和義

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

基本的人権の保障(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」)

(2) 目標

現実の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続に則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解させる。

(3) 指導計画

1 時間目… 日本国憲法の基本原理

2・3 時間目… 刑事裁判における被告人の権利の保障(本時)

4 時間目…… 基本的人権の尊重

4 本時

(1) 目標

刑事裁判手続の模擬体験を通して、刑事裁判において、どのように基本的人権が保障されているかについて理解を深めさせる。

(2) 展開【授業時間：100分（50分×2時間）】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<p>授業前に配役を決め、裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役に「シナリオ」と「資料」（配役に応じたもの）【別紙1】（教材P91～101）を配布して読ませておく。</p> <p>(配役)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判長役：1名 ・検察官役：2名 ・弁護人役：1名 ・被告人役：1名 ・裁判員役：全員（上記の4つの役を演じた生徒も模擬裁判終了後は、裁判員として評決に参加） 	<p>本授業では教室スペースの都合上できなかったが、可能であれば、法廷のように机を配置し、裁判の雰囲気を出すよう工夫したい。</p> <p>また、「法教育教材」の指導案では、裁判官役グループ、検察官役グループ、弁護人役グループ（被告人役を含む）、裁判員役グループに分けていたが、本時では、生徒全員に裁判員として評議を行わせたいと考えてグループ編制を変更した。</p>
	<p>本時の課題を提示する。</p> <p>① 各グループ（1グループ5名程度）に、「資料1」、「ワークシート」【別紙2】（教材P102）を配布し、本時の目標として「なぜ、刑事裁判には多くの手続があるのか？」を提示する。</p>	<p>裁判員裁判の法廷写真を示し、法廷のイメージをつかませる。</p>
模擬裁判 (35分)	<p>「シナリオ」に基づき、模擬裁判を行わせる。</p> <p>① 「ワークシート」に検察官や弁護人の主張を書き込んでいくよう指示をする。</p>	<p>刑事裁判の流れを図で示しながら進行することで、各手続段階のイメージをつかませる。</p>

評議Ⅰ (10分)	個人での考察 ①有罪・無罪とその根拠について考えさせ、個人としての意見をまとめさせる。	
評議Ⅱ (25分)	グループワーク ①評議においては、有罪・無罪とその根拠を議論させ、グループとしての結論を出させる。 ②10分程度議論させた後にワールドカフェ形式で他のグループの考えを把握させたいので、さらに各グループで評議を行わせる。 ③グループとしての結論をふまえ、個人の意見に変更があれば、その変更点を赤字でそれぞれ「ワークシート」に記入させる。	グループワークに参加できていない生徒がいないか、評議が進んでいないグループがないかを机間巡視しながらチェックし、適宜、助言を行う。
発表 (15分)	発表 ①各グループの代表者にグループの結論(有罪・無罪)と根拠(考え方)を発表させる。	予想される意見については、「予想される生徒からの意見」(教材P87)のとおり。
まとめ (10分)	講評 ①基本的人権の尊重という観点から、教員による講評(結論を導く考え方)を行う。	「評議の際のポイント」(教材P88)を参考に、特に「刑事裁判の基本的な考え方 (1)刑事裁判の特徴」の部分強調し、刑事裁判における基本的人権の尊重という観点から講評を行う。 また、「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。

(3) 実践報告 (成果と課題など)

ア 成果と課題

本指導案は、模擬裁判を通じたグループワークを主体とした授業であったため、「グループワークをどの程度行えるのか」が非常に重要なポイントになった。実施クラスを含めて授業対象校では、アクティブ・ラーニング型授業に積極的に取り組んでいたため、スムーズに授業展開を行う事ができた。

以下に、本実践の成果と課題を述べる。成果については以下の2点を指摘することができる。

1点目としては、本指導案があることにより計画的な時間配分で刑事模擬裁判の授業を行う事ができた。刑事模擬裁判の授業はシナリオ型が多く行われてきており、これまでの法教育授業でもシナリオ型による実践が多く行われてきたところである。これらの授業の特徴は、裁判手続を体験的に行う事により、刑事裁判の意義や意味を体感出来るところである。一方で、シナリオ型の刑事模擬裁判の分量にもばらつきがあるため、数時間で授業が完結しないという欠点もあった。当該の指導案では2時間で完結する指導案があるため、2時間で裁判の結論まで出すことができ、法教育をスムーズに導入出来る素材になっていた。また、同授業は学校図書室を使って行われたが、特別な机の配置にすることなく、生徒たちが向かいあう形で授業が行われた。これは通常の教室でも行う事ができることを示すものであり、その点においても、授業実施のハードルは比較的簡便に行う事ができると考えられる。

2点目としては、評議を通じた話し合い活動が活発に行われ、刑事裁判の意義を理解出来た点である。刑事模擬裁判においては、証拠に基づいた話し合い活動が重要になる。今回の指導案では教材として具体的証拠が添付されていたため、生徒たちは証拠を巡って議論を活発に行う事ができ、各グループ活動においては、有罪か無罪かを巡って話し合い活動が行われる姿が見られた。

課題としては2点を指摘したい。

まず、1点目は模擬裁判の進行を聞いているだけでは、事件の概要を理解するのは難しいという点である。模擬裁判はシナリオに沿って進められ、刑事裁判の仕組みに沿って進められている。一方で、模擬裁判のシナリオを聞いているだけの生徒からすると、どこが論点になるかをすぐに理解することは難しい部分があるように感じられた。指導案でも指摘しているが、「ワークシート」に重要だと思えることを書き込ませることを徹底することが大事になるであろう。今回、授業を行った学校では比較的多くの生徒がワークシートに記述をしていたものの、聞くことに集中しすぎる場合には話が過ぎていく危険性もあるために、この点はしっかりと指導しておく必要があるだろう。

2点目は、評議において議論が進まない場合に、どのような声かけが必要であるかという点である。当該クラスの実践授業においては、教師側の声かけを極力抑える形で生徒の自主的な話し合いを重視した。そのため、生徒の中にはどの点で議論を行うのが適切なのかをグループ内で悩む姿が見受けられた。これには教師や外部講師（弁護士などが参加している場合）による声かけがある程度必要になると想像される。講評のポイント（教材P88）にもあるが、論点が不明確になりがちなタイミングで声かけの必要性があるように感じた。

イ 授業実施者の振り返り

本指導案の実施にあたっては、公民科だけでなく他教科も含めて学校全体でアクティブ・ラーニングに取り組んでおくことが望ましいと考える。そうでない場合は、ワークシートをグループワークの進め方に沿った形に工夫しておくことが必要であろう（教材P102のワークシートは、意見をまとめて結論を

出すのにはわかりやすいシンキング・ツールとなっているが、議論を進める手順には触れていないため。)。ただし、そうした工夫を行うと、生徒の議論の方向性が定められてしまい、多様な意見が出にくくなるという不安もある。

教材として示されている裁判のシナリオは、わかりやすい言葉で書かれており、用語の解説を改めてせずとも生徒は考えることができていた。ただし、ロールプレイング形式でシナリオを各役の生徒に読ませた場合、聴き取りながらメモをとるのが難しそうでもあった。この点については、私個人としてはこれも含めて裁判の課題を考える題材としたいと思う。

(4) 参考資料（使用教材・資料）

配布資料

別紙1及び別紙2のとおり。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

 シナリオ

【冒頭手続】

(1) 開廷・人定質問

裁判長	被告人藤川正に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。 名前は何と言いますか。
被告人	藤川正です。
裁判長	生年月日はいつですか。
被告人	平成3年6月30日です。
裁判長	仕事は何かしていますか。
被告人	していません。
裁判長	本籍はどこですか。
被告人	〇〇県××市倉田3丁目5番です。
裁判長	住所はどこですか。
被告人	〇〇県××市倉田3丁目5番6号です。

(2) 起訴状朗読

裁判長	検察官，起訴状を読んでください。
検察官①	(起訴状(資料1)の「公訴事実」以下と「罪名及び罰条」以下を読む。)

(3) 黙秘権告知，被告人・弁護人の陳述

裁判長	被告人には，黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくても構いませんし，最初から最後までずっと黙っていることもできます。 質問に答えても構いませんが，あなたが話したことは，あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなります。 以上を踏まえてお尋ねしますが，先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容に，どこか間違っているところがありますか。
被告人	全く事実と違います。私は，犯人ではありません。
裁判長	弁護人の意見はいかがですか。
弁護人①	被告人が言ったとおりです。被告人は今回の事件の犯人ではなく，無罪です。

【証拠調べ手続】

(1) 冒頭陳述(検察官，弁護人)

裁判長	これから証拠を調べる手続に入ります。検察官，冒頭陳述をお願いします。
検察官①	検察官の冒頭陳述を始めます。 (冒頭陳述・検察官(資料2上欄)を読む。) 以上で，検察官の冒頭陳述を終わります。



裁判長	では、弁護士、冒頭陳述をお願いします。
弁護士①	弁護士の冒頭陳述を行います。 (冒頭陳述・弁護士(資料3上欄)を読む。) 以上で、弁護士の冒頭陳述を終わります。

(2) 証拠の取調べ

裁判長	証拠の取調べの手続に入ります。検察官、証拠の説明をお願いします。
検察官②	これから検察官請求証拠の説明をします。 ○ 1番目の証拠は、島本シズさんの診断書です。約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負ったことが書かれています(資料1・証拠番号1「診断書」を参照。) ○ 2番目の証拠は、供述調書、つまり島本さんの話が書かれた書類で、これから述べる事が書いてあります(資料1・証拠番号2「供述調書」を読む。) ○ 3番目の証拠は、逮捕直後の被告人を撮影した写真の報告書で、当時、被告人が黒色の長袖Tシャツを着ていたことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号3「報告書」を被告人に示す。) ○ 4番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号4「報告書」を読む。) ○ 5番目の証拠は、逮捕直後の被告人の手を撮影した写真の報告書で、当時、被告人の右手が赤く腫れており、擦り傷はなかったことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号5「報告書」を被告人に示す。) ○ 6番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号6「報告書」を読む。) ○ 7番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。被告人に地図を示します(資料1・証拠番号7「報告書」を被告人に示す。)

(3) 被告人質問

裁判長	それでは、被告人質問を行います。弁護士、どうぞ。
弁護士②	あなたは、島本シズさんから手提げバッグを奪い取ってけがを負わせたとして裁判にかけていますが、そのようなことをやったのですか。
被告人	いいえ、やっていません。
弁護士②	それでは、事件の日、あなたはなぜ事件現場付近にいたのですか。
被告人	男友達に会うためです。
弁護士②	なぜその友達に会おうとしたのですか。
被告人	その2日前に親父とけんかをして家出して、行くあてがなかったんです。それで、その友達が、以前、いつでも家に泊めてあげると言ってくれたのを思い出して、その友達の家に泊めてもらおうと思いました。
弁護士②	結局、その友達の家には行けたのですか。
被告人	行けませんでした。一度遊びに行ったことがあるので行けると思ったのですが、駅からの道がよく分かりませんでした。
弁護士②	あなたは、事件が発生した後の時間帯に、コンビニエンスストア山田町店で飲み物を買っていましたね。
被告人	はい。喉が渴いたので。

弁護士②	そのコンビニのごみ箱から、島本さんの手提げバッグと白色封筒が発見されたのですが、あなたは、そのことについて、何か知っていますか。
被告人	全く知りません。
弁護士②	警察官から声を掛けられた時、なぜタクシーに乗ろうとしていたのですか。
被告人	友達の家に行くのをあきらめ、もう家に帰ろうと思ったからです。
弁護士②	警察官から声を掛けられた時の状況を話してください。
被告人	駅前の道でタクシーを拾おうとしていたら、制服の警察官が二人近付いてきて、「こんばんは」と声を掛けてきました。 私は、警察官が嫌いなので走って逃げましたが、追い付かれました。そうしたら、警察官から持ち物を見せてほしいと言われたので、嫌でしたが、ジーンズのポケットに入れていた財布と千円札7枚を警察官に渡しました。その後、警察官から財布の中身を見ていいか聞かれたので「いいですよ」と言いました。
弁護士②	最初、持ち物検査を嫌がったのはなぜですか。
被告人	やましいことは何もないのに、警察になぜ見せないといけないのかと思ったからです。
弁護士②	財布とは別に、千円札を7枚持っていたのはなぜですか。
被告人	千円札7枚は、家出をするときに、自宅から持ち出したお金の残りです。財布にお札を入れると財布がふくらんで形が変形してしまい、それが嫌なので、いつも、お札はポケットに直接入れているのです。
弁護士②	警察官から「こんな時間まで何をしていたのか」と聞かれて、あなたは、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので家に帰るところだった」と答えましたね。
被告人	はい。
弁護士②	本当に待ち合わせをしていたのですか。
被告人	していませんでした。
弁護士②	なぜ、警察官に、うそを言ったのですか。
被告人	早く警察官との話を終わらせてタクシーに乗りたかったので、適当に話をしました。
弁護士②	警察官から、財布とは別に千円札7枚を持っている理由について質問された時、何も答えませんでしたね。
被告人	はい。
弁護士②	なぜ、さっきの理由を答えなかったのですか。
被告人	警察官から色々質問されて動揺していて、とっさに頭に出てきませんでした。
弁護士②	逮捕された時、右手が赤く腫れていたようですが、なぜでしょうか。
被告人	警察官から声を掛けられる少し前に、友達の家が見付からなかったことに腹が立ち、地面を思い切り殴ったからです。
弁護士②	これで終わります。
裁判長	それでは、検察官、どうぞ。
検察官③	あなたが家に泊めてもらおうと思った男の友達の名前は何か。



被告人	言いたくありません。
検察官③	なぜ言いたくないのですか。
被告人	名前を言うと、その友達に迷惑が掛かるからです。
検察官③	あなた自身が、裁判で有罪となって刑務所に入るかもしれないのに、それでも言わないのですか。
被告人	言いません。
検察官③	その友達は、そんなに迷惑を掛けたくない親友だったり、恩があったりする友達なのですか。
被告人	そうではありませんが、私の性格で、人に迷惑を掛けるのが嫌なんです。
検察官③	事件当日、友達の家に行こうとして、最寄り駅に着いたのは、何時頃ですか。
被告人	午後5時頃だったと思います。
検察官③	そこから警察官に声を掛けられるまでの約8時間も何をしていたのですか。
被告人	ほとんどの時間、友達の家を探していました。後は、公園で休んだり、コンビニで雑誌を立ち読みしたりしていました。
検察官③	その友達に電話はしなかったのですか。
被告人	携帯電話はなくしてしまっておりませんでしたし、友達の携帯電話の番号を覚えていなかったもので、連絡ができませんでした。
検察官③	その友達と知り合ったのは何年前ですか。
被告人	はっきり覚えていませんが、3年くらい前だったと思います。
検察官③	何がきっかけで知り合ったのですか。
被告人	覚えていません。
検察官③	知り合った後、その友達と会ったのは何回ですか。
被告人	家に行った時の1回くらいだったと思います。
検察官③	その友達と最後に連絡を取ったのはいつですか。
被告人	2年くらい前です。
検察官③	知り合った後1回しか会ってなくて、2年も連絡を取っていないのに、突然家に行って泊めてもらえると思ったのですか。
被告人	最後に話したとき、いつでも泊まりに来ていいと言っていたので、泊めてもらえると思いました。
検察官③	あなたは、警察官から声を掛けられた時、家に帰るためにタクシーを拾おうとしていたのですよね。
被告人	はい。
検察官③	そのとき、あなたは、7,200円を持っていたのですね。
被告人	はい。
検察官③	家に帰るのに、電車だといくらかかるのですか。
被告人	1,000円くらいです。

検察官③	では、タクシーだといくらかかるのですか。
被告人	はっきりとは分かりませんが、2万円くらいにはなと思います。
検察官③	所持金では全然足りませんが、支払いはどうするつもりだったのですか。
被告人	乗る前にタクシーの運転手に正直に話して、家に着いたら、親に払ってもらおうつもりでした。
検察官③	家出をしていた身で、親に払ってもらえると思ったのですか。
被告人	思いました。
検察官③	もっと早く帰れば電車に乗れたのに、なぜ深夜まで山田町付近に残っていたのですか。
被告人	特に理由はありません。何となくです。
検察官③	終わります。

【論告、弁論、最終陳述】

裁判長	これから、出てきた証拠をもとに、検察官、弁護人からご意見をうかがいます。それでは、検察官からどうぞ。
検察官④	(論告(資料2下欄)を読む。)
裁判長	それでは、弁護人のご意見をお願いします。
弁護人③	(弁論(資料3下欄)を読む。)
裁判長	最後に、被告人、何か言っておきたいことはありますか。
被告人	私は今回の事件の犯人ではありません。どうか私の話を信じてください。



資料1 全員

起訴状

平成30年6月20日

本籍 ○○県××市倉田3丁目5番
 住居 ○○県××市倉田3丁目5番6号
 職業 無職

藤川 正
 平成3年6月30日生

公訴事実

被告人は、通行人から金品を奪い取ることを計画し、平成30年5月31日午前零時35分頃、○○県△△市南区山田町1丁目付近の道路上で、歩いていた島本シズ（当時78歳）に対し、背後からその背中を突き飛ばして道路上に転倒させた上、その左上腕を拳で複数回強く殴る暴行を加えて抵抗できなくさせて、現金7,000円入りの白色封筒が入った手提げバッグを奪い取り、これらの暴行によって、島本に約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負わせた。

罪名及び罰条

強盗致傷 刑法第240条前段

〈証拠番号1〉診断書

氏名等：島本シズ（78歳）
 診断名：左上腕骨骨折により約2か月間の治療が必要となる見込みである。

上記のとおり診断します。 平成30年5月31日 山田病院 医師 山田一郎

〈証拠番号2〉供述調書（平成30年6月12日付け）

住所 ○○県△△市南区山田町1丁目2番3号
 職業 無職
 氏名等 島本シズ（昭和15年1月1日生）

私は、事件当日、24時間営業のスーパーに買い物に行こうと考え、千円札7枚の入った白色封筒を手提げバッグに入れ、午前零時30分頃に家を出ました。

スーパーマーケットに向かって歩き始め、5分ほど経ったところで、いきなり、犯人に背後から突き飛ばされ、道路上に倒れてしまいました。

犯人は、私が持っていた手提げバッグを奪い取ろうとしてきたので、持ち手を強くつかんで奪い取られないようにしていましたが、げんこつで2、3回、仰向け状態になっていた私の左腕の上の方を強く殴られて激痛が走り、バッグから手を離してしまいました。

犯人は、私のバッグを持って逃げていきました。

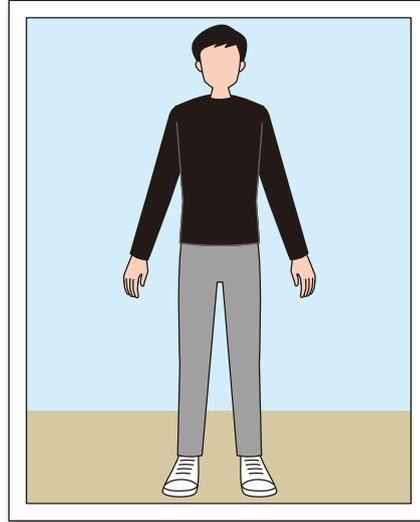
犯人の顔は見えませんでした。逃げていく犯人の後ろ姿を見て、犯人は、黒っぽい長袖Tシャツを着た男性だと思いました。

島本シズ

〈証拠番号3〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の服装は、以下の写真のとおりです。
黒色の長袖Tシャツを着ています。



〈証拠番号4〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

平成30年5月31日、藤川正に質問をしたときの状況等は、次のとおりです。

事件の当日、110番通報を受けて事件現場に駆け付けた後、犯人がいないか現場付近を探していると、午前零時50分頃、公園前の道路でタクシーを拾おうとしている藤川を見付け、声を掛けました。

すると、藤川は、いきなり走って逃げました。

私たちは、藤川に追い付き、何をしているのか聞いたところ、藤川は、目を合わせず、焦った様子で、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので、タクシーで家に帰ろうとしていた」と答えました。そこで、友達の名前や待ち合わせ時間を聞いたのですが、藤川は黙ったままでした。

私たちは、藤川の行動がかなり不審だったので、ひよっとすると犯人かもしれないと考え、持ち物を見せてもらえないか聞きました。すると、藤川は、「何で見せないといけないんですか。嫌です」と言ってきました。

しかし、粘り強く説得したところ、渋々でしたが、ズボンの右ポケットから財布を、左ポケットから折りたたまれた千円札7枚を出してきました。財布は、札入れ部分のある二つ折り財布であり、その中には、100円玉2枚だけが入っていました。

私たちは、藤川に、この7,000円はどこで手に入れたのか、なぜ財布とは別に持っているのかを尋ねましたが、黙ったままでした。

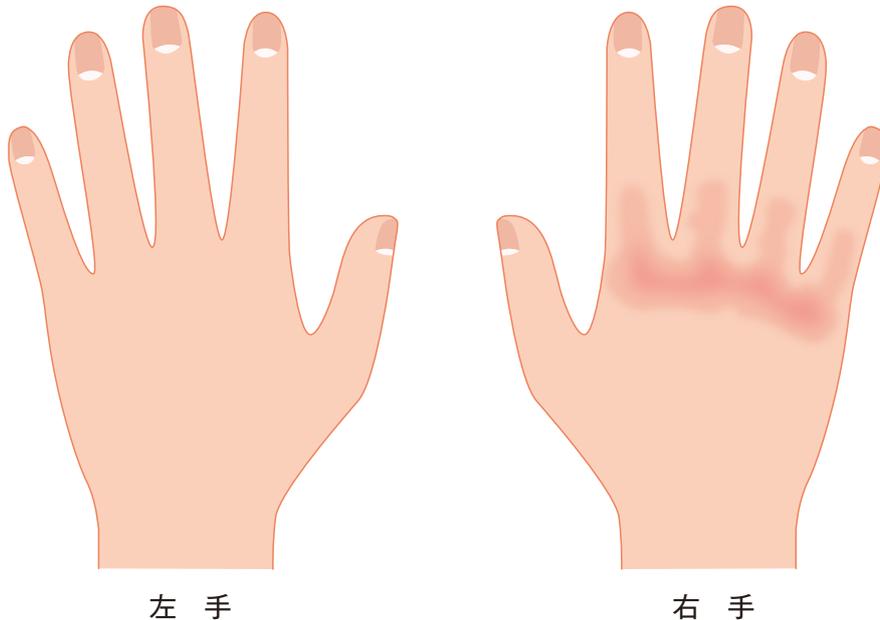
このような状況から、私たちは、藤川が島本さんを襲った犯人と判断し、その場で藤川を逮捕しました。

その後、藤川が持っていた千円札7枚を調べたところ、誰の指紋も検出されませんでした。ただ、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が検出されないことの方が多くいるので、藤川が犯人であることに疑いは持ちませんでした。

〈証拠番号5〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の手の状況は、以下の写真のとおりです。
右手が赤く腫れていますが、擦り傷はありません。



〈証拠番号6〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件発生後の時間帯に藤川正が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店を捜査した状況は、以下のとおりです。

1 店外に設置されたごみ箱の状況

コンビニエンスストア山田町店の店外に設置されたごみ箱の中から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒を発見しました。バッグの上に封筒が重なる状態でごみ箱内に入っており、封筒内には何も入っていませんでした。

バッグと封筒を調べたところ、バッグからは島本さんの指紋だけが検出され、封筒からは誰の指紋も検出されませんでした。

2 防犯カメラの設置状況等

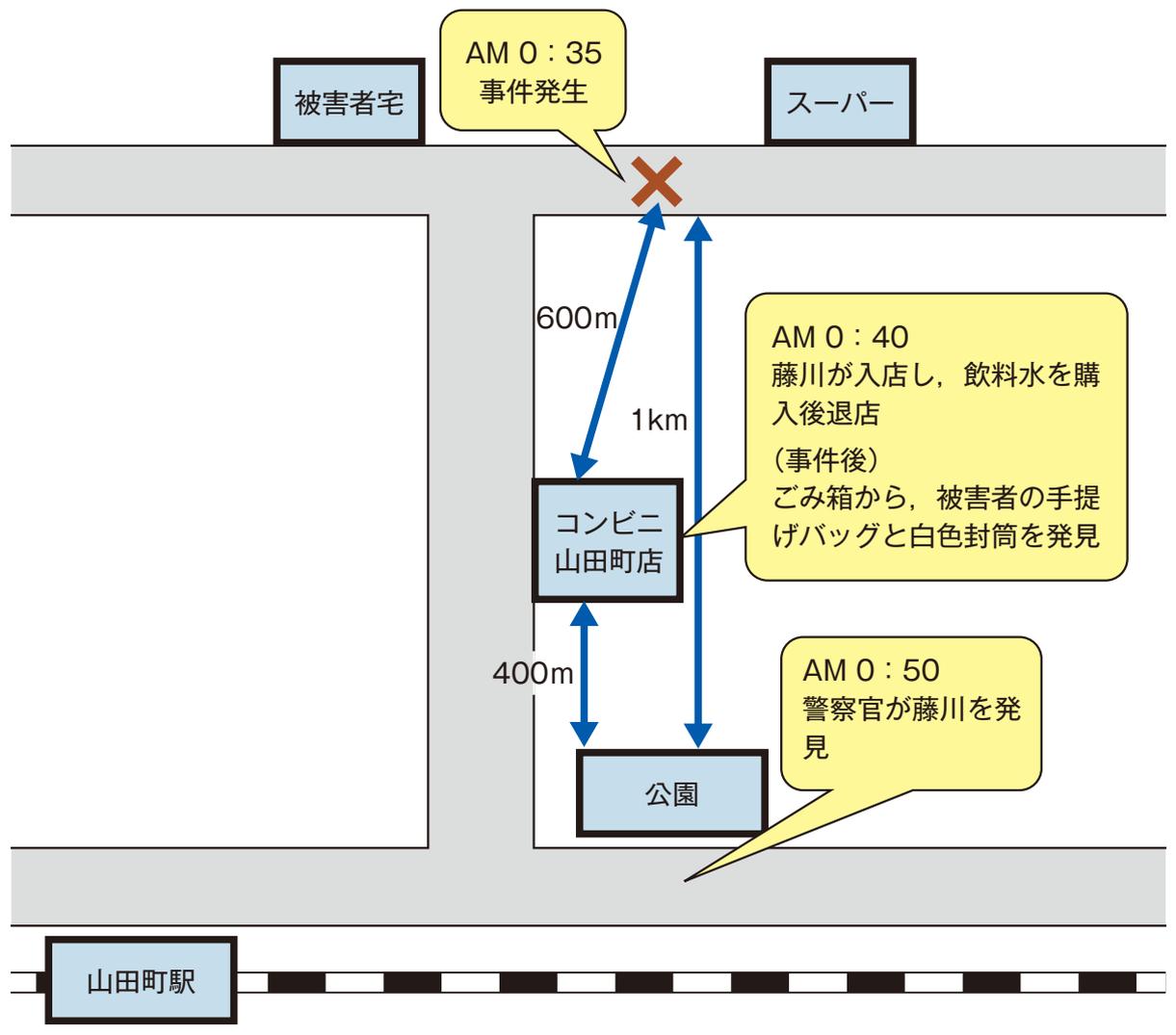
コンビニエンスストアに設置されている防犯カメラは、店内に設置されているものだけで、その防犯カメラの映像を確認したところ、事件当日の午前零時40分頃に、藤川が入店してきて、飲料水を購入して退店する様子が映っていました。

その防犯カメラの映像には、店外は一切映っておらず、島本さんの手提げバッグと白色封筒を捨てた人物は確認できませんでした。

〈証拠番号7〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件現場付近の地図等は、以下のとおりです。





資料2 検察官役用

冒頭陳述

被告人は、無職で、両親と暮らしていましたが、事件の2日前、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていました。

被害者の島本シズさんは、事件の日の午前零時30分頃、千円札7枚が入った白色封筒を入れた手提げバッグを持って自宅を出ました。そして、スーパーに向かって歩いていると、見知らぬ男が、いきなり島本さんを背後から突き飛ばして道路上に倒し、左腕をげんこつで何回も殴って手提げバッグを奪い、走って逃げていきました。

島本さんは、この時に受けた暴行で、左腕の骨を骨折してしまいました。

事件直後、現場の近くを通りがかった人が、倒れている島本さんを見付けて110番通報し、現場に駆け付けた警察官は、島本さんから話を聞きました。

警察官は、島本さんを襲った犯人を捜していましたが、午前零時50分頃、事件現場から少し離れた公園前の道路でタクシーを拾おうとしている被告人を見付け、声を掛けました。

すると、被告人は走って逃げたので、警察官も走って追いつき、被告人に「何をしていたのか」などと聞きましたが、被告人が全ての質問には答えなかったため、不審に思いました。その後、被告人の持ち物検査をしたところ、財布とは別に、ズボンのポケットに折りたたんだ千円札7枚を持っていました。

警察官は、このような状況から、被告人が島本さんを襲った犯人であると考え、その場で被告人を逮捕しました。

その後、事件発生後の時間帯に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店のごみ箱から、島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒が発見されました。

論 告

被告人が今回の事件の犯人であることは、今から述べる理由から明らかです。

- 第1に、被告人が持っていた現金は、被害者が奪われた現金だと言えます。その理由は、まず、被告人が持っていた金額は、被害者が奪われた金額と同じ7,000円であり、千円札7枚とお札の種類も同じで、財布とは別にポケットに入っていました。しかも、被告人がその現金を持っていたのは、事件からわずか15分後、事件現場から比較的近い場所でした。
- 第2に、被害者が見た犯人の服装と事件当日の被告人の服装の特徴が一致しています。
- 第3に、被告人は、警察官に質問された際、警察官の姿を見て走って逃げ出したり、警察官に対してうそをついたりしています。もし、犯人でないならば、このようなことをする必要はありません。
- 第4に、逮捕の時、被告人の右手が赤く腫れていたということです。これは、被害者の左腕を強く殴ったからだと考えられます。被告人の言うように地面を思い切り殴ったのであれば手に擦り傷が付くはずですが、被告人の手に擦り傷はありませんでした。
- 第5に、事件後に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストアのごみ箱に、被害者の手提げバッグと白色封筒が捨てられていたことです。被告人が被害者から奪った後、現金7,000円を抜いて、バッグなどを捨てたものと考えられます。また、バッグと白色封筒に被告人の指紋は付いていませんでしたが、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が付かないことの方が多いため、指紋が付いていないことが被告人を犯人でないとは判断する理由にはなりません。
- 最後に、被告人の話が全く信用できないということです。「男友達」ですが、被告人とその男友達は、親しくなく、2年間も連絡を取っていなかったのに、何の連絡もなく、いきなり家を訪ねて泊めてもらえるなんていうことが考えられるでしょうか。また、電車で帰ることもできたのに、タクシーで帰ろうとしていたというのもとても不自然です。以上から、被告人が犯人であることを示す証拠が複数あり、それに対して被告人の話は信用できず、被告人が今回の事件の犯人であることは間違いありません。



資料3 弁護人役用

冒頭陳述

藤川さんは、5月28日、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていましたが、5月30日、男友達の家に行くため、電車で事件現場の最寄り駅の山田町駅まで行きました。以前、その友達から、困ったら家に泊めてあげると言われていたので、頼んでみようと考えたからです。

しかし、かなりの時間探しましたが、結局、友達の家を見付けることはできず、藤川さんは、友達の家に行くことをあきらめて、自宅に帰ろうと思い、公園前でタクシーを拾おうとしていました。

そうしたところ、警察官から声を掛けられ、警察嫌いだっために走って逃げ出しましたが、追いつかれてしまい、質問されたり、持ち物検査をされたりしました。

その結果、藤川さんは、強盗致傷事件の犯人として、逮捕されてしまいました。

藤川さんが逮捕された時に持っていた7,000円は、家出をする時に自宅から持ち出した現金の残りで、島本さんから奪ったものではありません。

弁論

藤川さんは、今回の事件の犯人ではありません。藤川さんは、無罪です。

検察官の証拠は、どれも藤川さんが犯人であることを証明していません。

- まず、藤川さんが持っていた千円札7枚は、藤川さんが家出をする時に自宅から持ち出してきたお金の残りです。島本さんのものではありません。千円札7枚に島本さんの指紋は付いていませんでした。
- 犯人の「黒っぽい長袖Tシャツ」という服装は珍しいものではなく、藤川さん以外の方がこのような服装をしていたとしてもおかしくはありません。藤川さんの服装と特徴が一致しているからといって、藤川さんを犯人だと考えることはできません。
- 藤川さんの右手の腫れも、逮捕前に地面を殴って赤くなったものであって、島本さんを殴ったからではありません。
- 藤川さんが立ち寄ったコンビニのごみ箱から、手提げバッグと白色封筒が発見されたことについては、これらが捨てられた場面が防犯カメラに映っておらず、藤川さんが捨てたものとは証明されていません。
- 警察官から逃げたり、質問に対してうそをついたり、質問に答えなかったりといったことがありました。しかし、被告人質問で説明したとおり、これには正当な理由があります。これらのことは、藤川さんが犯人であるという事情とは言えません。
- 藤川さんは、男友達の名前を出しませんでした。これは、黙秘権を使っただけです。このことを藤川さんにとって不利に考えることは許されません。

以上から、検察官の挙げている証拠は、いずれも藤川さんを犯人だと考えるには不十分なものばかりであり、藤川さんを犯人だと決め付けているだけです。藤川さんは、今回の事件の犯人ではなく、無罪です。



ワークシート



年 組 番 氏名

検察官の主張	弁護人の主張
	現金 7000円
	服 装
	警察官に声を 掛けられた際の 被告人の行動
	右手の腫れ
	バッグと 封筒
	被告人の話 (供述)

証拠により認められる事実から、被告人が犯人と言えるかどうか



<p>有罪  無罪</p>	<p>判断した理由</p>
--	---------------